

2017年12月26日 全6頁

米国税制改革法の概要と経済効果

約30年ぶりの抜本改革。減税によるGDP成長率押し上げ効果は限定的

ニューヨークリサーチセンター
主任研究員 鳥毛 拓馬
エコノミスト 橋本 政彦

[要約]

- 2017年12月22日（米国時間）、既に議会を通過していた税制改革法案（Tax Cuts and Jobs Act）にトランプ大統領が署名したことにより、約30年ぶりの税制抜本改革が実現することになった。2018年より個人の連邦所得税の最高税率が現行の39.6%から37%に引き下げられるほか、現行35%の連邦法人税率が21%に引き下げられる。
- 議会両院税制合同委員会（Joint Committee on Taxation）が示した試算によれば、税制改革により、2018年度から2027年度の連邦財政収支は累積で1兆4,560億ドル悪化することが見込まれている。内訳では、個人税制の変更により1兆1,266億ドル、法人税制の変更により6,538億ドルそれぞれ財政収支が悪化することが見込まれている。
- 米国シンクタンクなどが試算する税制改革の効果を見ると、実質GDP成長率の押し上げは、今後10年間の平均で0.0～+0.3%pt程度とされており、減税規模に対してその経済効果は小さい。
- 減税規模が大きい個人税制では、特に富裕層への恩恵が大きいことが、経済効果を限定させる要因になると見込まれる。法人税制に関しては、現状、米国企業は総じてキャッシュフローに余裕があるため、法人税率の引き下げ、即時償却によって資本コストが低下したとしても設備投資を喚起する効果は限定的に留まると考えられる。

1. 税制改革法案の内容

2017年12月22日（米国時間）、既に議会を通過していた税制改革法案（Tax Cuts and Jobs Act）にトランプ大統領が署名したことにより、約30年ぶりの税制抜本改革が実現することになった。2018年より個人の連邦所得税の最高税率が現行の39.6%から37%に引き下げられるほか、現行35%の連邦法人税率が21%に引き下げられる。以下では、主な改正項目につき概説する。

(1) 連邦所得税

改正により、個人の連邦所得税の最高税率が現行の 39.6% から 37% に引き下げられることとなった。税率構造（ブラケット）については、改正後も現行と同様 7 段階であるが、その税率、区分がそれぞれ変更される。標準控除（standard deduction）については、現行の約 2 倍（単身者につき 12,000 ドル、夫婦合算申告の場合につき 24,000 ドル）になる。一方で、一人当たり 4,050 ドルの人的控除¹は廃止される。

個人事業、パートナーシップおよび S 法人²により実施された小規模・家族経営の事業による所得に対する課税（いわゆるパススルー事業体に対する課税。パススルー事業体が稼得した所得は事業体では課税されず、出資者が個人の場合は、出資者に個人所得税が課される）については、新たに 20% の所得控除が認められることとなった。

項目別控除については、新規の住宅取得に係る借入利息について、その控除可能額が元本ベースで上限 75 万ドルに引き下げられる（現行 100 万ドル）。また、州・地方税（財産税、所得税または売上税）の控除額上限についても、1 万ドルに制限されることとなった（現行上限なし）。

オバマケアの保険加入義務違反に課される罰金税（individual mandate penalty tax）が廃止されることになり、これにより、オバマケアは事実上廃止されることとなる。

図表 1 主な個人税制（連邦税）の改正

	現行(※1)	改正後
最高税率	39.6%	37% (2025 年までの時限立法)
税率構造 (ブラケット)	10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6% の 7 段階	10%、12%、22%、24%、32%、35%、37% の 7 段階(2025 年までの時限立法)
標準控除	6,500 ドル(単身者)、13,000 ドル(夫婦合算)	12,000 ドル(単身者)、24,000 ドル(夫婦合算) (2025 年までの時限立法)
パススルー事業所得に対する課税	超過累進税率が適用(最高 39.6%)	超過累進税率が適用(最高 37%) 20% の所得控除を新たに適用
子ども税額控除	一人につき 1,000 ドル	一人につき 2,000 ドル(2025 年までの時限立法)
項目別控除	医療費、州・地方税(財産税、所得税または売上税など)、支払利息、慈善寄付金など	<ul style="list-style-type: none"> 州・地方税(財産税、所得税または売上税)の控除額上限を 1 万ドルに制限(現行上限なし) 新規住宅取得に係る借入利息につき、その控除可能額を元本ベースで上限 75 万ドルに引き下げ(現行 100 万ドル) 医療費控除について、2017 年、2018 年は調整総所得の 7.5% 超の部分が控除可能。2019 年は 10% 慈善寄付金は存続

¹ 人間として最低限の生活を保つために必要な所得を課税から控除するもの。納税者本人(taxpayer)とその配偶者(spouse)の 2 種類の控除がある。なお、本稿での訳語及び制度の説明については、「アメリカ連邦税法(第 6 版)」(伊藤公哉、中央経済社)を参照した。

² 一定の要件を満たす小規模事業法人。原則として法人所得税の課税関係は発生しない。

代替ミニマム税の基礎控除額	86,200ドル(夫婦合算)	109,400ドル(夫婦合算)
遺産税	税控除額:560 万ドル	税控除額を2倍に拡大

(※1) 税制改正前に定められていた2018年に適用予定の数値を記載

(出所) 両院協議会報告書などを基に大和総研作成

(2) 連邦法人税

改正により、連邦法人税率については、現行の最高35%の税率から21%に一本化され、主要先進国の法人税率の平均とされる22.5%を下回ることになる。

減価償却資産に関する新規投資に係る費用について、5年間の時限措置で即時償却が認められる。純支払利子については、現行では、原則として全額損金算入可能であるが、改正により、純支払利子のうち調整後課税所得の30%超につき損金不算入となる。

図表2 主な連邦法人税制の改正

	現行	改正後
連邦法人税率	最高35%	21%
減価償却資産に関する新規投資に係る費用	一定の固定資産については、特別償却(bonus depreciation)(2017年:取得価額50%、2018年:40%、2019年:30)が可能	5年間の時限措置で即時償却。2023年以降は段階的に削減。
法人代替ミニマム税	一律20%	廃止
支払利子	原則、全額損金算入可能	純支払利子のうち調整後課税所得の30%超につき損金不算入
繰越欠損金	2年間の繰戻還付、または、20年間の繰越控除が可能	繰戻還付の廃止、期間を無制限に、繰越額を課税所得の80%に制限

(出所) 両院協議会報告書などを基に大和総研作成

(3) 国際課税

米国では、法人の所得の源泉が国内であっても国外であってもすべて米国の課税対象とする全世界所得課税が採用されている。具体的には、米国外子会社が得た所得が米国親会社に配当として還流した時点で課税する仕組みを採っている。全世界所得課税が採用されていることにより、米国企業は所得の源泉地国と米国とで二重に課税³されることになっている。米国企業はこの二重課税を回避するため、子会社が得た所得を親会社に配当しない傾向にあり、2兆ドル超の利益が海外に留保されているといわれる。

今回の改正では、米国企業がグローバルマーケットで他国企業と同等の条件で競争できるよう、全世界所得課税を廃止し、テリトリアル課税(源泉地国課税)を導入することとなった。

³ このような国際的な二重課税を排除するため、米国内で納付すべき税額から米国外で納付した税額を控除する外国税額控除制度が設けられている。

改正により、米国外子会社の所得は、源泉地国でのみ課税されることになる。米国親会社が10%以上の株式を保有する米国外子会社から配当を受領しても、その配当に対する米国内での課税は免除されることとなる。

このテリトリアル課税への移行措置として、改正により、海外に留保されている利益に対して米国内に還流されたものとして扱い、1回限りの低率での課税を行うこととなった。

図表3 主な国際課税の改正

	現行	改正後
内国法人(米国法人)への課税	全世界所得課税 ただし、海外子会社配当については、米国親会社に配当された段階で課税。外国税額控除制度あり。	テリトリアル(源泉地主義)課税。 海外子会社から米国親会社への配当については、非課税。
米国外子会社留保利益への課税	米国内に還流されなければ原則として、非課税(※)	1986年以降の累積留保利益に対して下記の税率で1回限り課税 流動資産:15.5% 非流動資産:8%

(※) タックス・ヘイブン対策税制により、留保利益について課税される場合がある。

(出所) 両院協議会報告書などを基に大和総研作成

2. 減税がGDP成長率を押し上げる効果は限定的

議会両院税制合同委員会 (Joint Committee on Taxation) が示した試算⁴によれば、税制改革により、2018年度から2027年度⁵の連邦財政収支は累積で1兆4,560億ドル悪化することが見込まれている。内訳では、個人税制の変更により1兆1,266億ドル、法人税制の変更により6,538億ドルそれぞれ財政収支が悪化することが見込まれており、個人税制の減税規模が大きい。一方で国際課税の変更は財政収支を3,244億ドル改善させると試算されている。

年度ごとの財政に対する影響を見ると、全体の傾向として財政収支の押し下げ幅は、年を追うごとに縮小する見通しとなっている⁶。財政収支への負の影響が縮小していくのは、個人税制では、人的控除廃止により税収が徐々に増加する見通しであること、およびオバマケア廃止に伴う歳出減が主な要因となっている。また、2027年度には個人税制は財政収支の押し上げに寄与しているが、これは、個人関連税制の多くが2025年末までの時限立法となっていることによる。一方、法人関連税制では、設備投資の即時償却が2023年以降、徐々に縮小されていくことが最大の要因である。

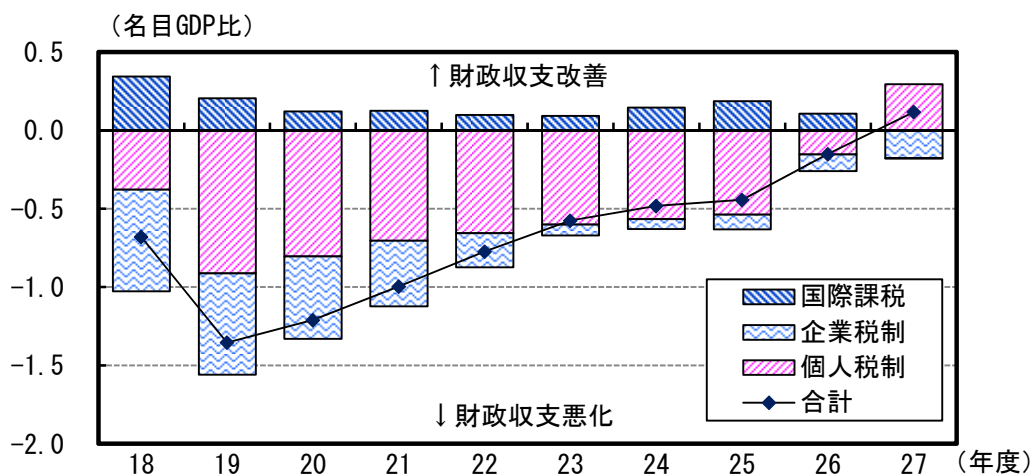
⁴ この試算は税制改革のみの影響であり、税制改革に伴う景気変動の効果は織り込まれていない。

⁵ 米国の財政年度は毎年10月から翌年9月まで。例えば2018年度であれば、2017年10月～2018年9月となる。

⁶ 2018年度の影響が小さい最大の理由は、税制変更の多くが2018年1月から実施され、2018年度途中での変更になるためと考えられる。

財政収支の押し下げ幅が縮小するというのは、当然ながら財政運営上は望ましいことと考えられる。しかし、裏を返せば、減税規模が縮小されていくことを意味しているため、単純な減税規模だけを見た経済成長率への影響は時間を追うごとに減衰していくことになる。

図表4 税制改革が財政収支に与える影響



(注) 分母となる GDP は CBO 見通し (2017 年 6 月)。

(出所) Joint Committee on Taxation、CBO より大和総研作成

もちろん、単純な減税規模だけでは、経済への影響を測ることはできない。減税はあくまで政府から家計、企業への所得移転であり、GDP が押し上げられるためには、増加した所得が消費や投資に振り向けられる必要があるためである。しかし、そうした経路も踏まえた、米国シンクタンクなどによる税制改革の効果の試算を見ても、実質 GDP 成長率の押し上げは、今後 10 年間の平均で 0.0~+0.3%pt 程度とされており、減税規模に対してその経済効果は小さい。

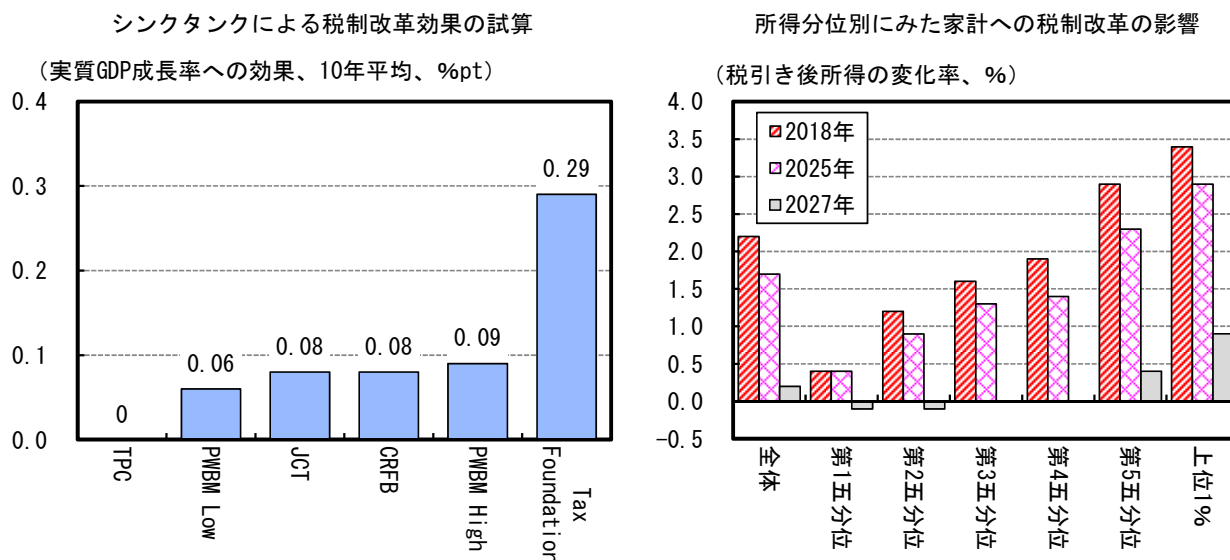
減税規模が大きい個人税制において、特に富裕層への恩恵が大きいことが、経済効果を限定させる要因になると見込まれる。Tax Policy Center の試算によれば、2018 年時点では全体平均で税引き後所得が+2.2%増加することが見込まれているものの、所得が高い世帯ほど税引き後所得の増加率が大きく、所得上位 20%の世帯への減税額が、家計全体の減税額の 65%を占めるとされている。一般に、所得が高い人ほど消費性向が低くなるため、富裕層中心の減税は、個人消費を押し上げる効果を抑制する可能性が高い。

また、法人税制に関しては、現状、米国企業は総じてキャッシュフローに余裕があるため、法人税率の引き下げ、即時償却によって資本コストが低下したとしても設備投資を喚起する効果は限定的に留まると考えられる。同様の理由で、海外から国内への資金還流が設備投資を押し上げる効果についても未知数である。

加えて、減税による財政収支の悪化は、リスクプレミアムの上昇によって長期金利を押し上げる要因になるとみられる。金利上昇は、耐久財消費や住宅投資、設備投資を抑制する要因になるため、減税によるプラスの効果を一部相殺することになる。

ここで示した経済効果は、あくまで経済モデル等を用いた試算値であり、十分幅を持って解釈する必要がある。実際に減税が経済にどのような効果を与えるか、今後の動向を注視していく必要があるが、GDP 成長率を押し上げる効果に関しては過度な期待をするべきではないだろう。

図表5 シンクタンクによる税制改革効果の試算、所得分位別にみた家計への税制改革の影響



(注) TPC : Tax Policy Center、PWBM : Penn Wharton Budget Model、JCT : Joint Committee on Taxation、CRFB : Committee for a Responsible Federal Budget。

(出所) Committee for a Responsible Federal Budget、Tax Policy Center 資料より大和総研作成